

## 調査報告書で示された提言等への対応（令和5年3月現在）

項目 (報告書の標記による)	内容 (指摘された内容を○数字で, その回答を⇒で表記)
6.1 本校に対する提言 (1) 養護教諭とスクールカウンセラーの連携の強化	①学校生活アンケートの記載内容に対する事後対応 ⇒マイナス的な回答が1つでもあれば, できるだけ早く関係職員が状況に応じて複数で面談し, さらに養護教諭やスクールカウンセラー(S C)にもつなげ, 管理職に報告するようにした。 ②養護教諭とS Cの連携を一層強化, S Cの学校への常駐 ⇒昨年9月からS C来校を週2回に増やし, 10月からスクールソーシャルワーカー(S S W)を週1回新規配置。来年度は, S C週3回, S S W週2回の配置とし, 専門職が交代で常駐する体制を整えた。日数の大幅増により, S C・S S W(以下, 「S C等」)と他の教職員との連携は飛躍的に改善される。 ③ストレスチェック等の実施 ⇒外部委託で年1回実施。生徒個々に結果票(圧着式でプライバシー確保)を返却。高ストレス者には養護教諭やS Cが面談し, 必要に応じて医療への紹介も行う。
(2) 部活動の過密スケジュールの緩和	①自主練の参加状況等について不明な点が多い, 個々の生徒の練習時間を把握できるような措置が必要 ⇒「部活動の活動方針」改定版(以下, 「新方針」)では, 自主練習は, 校長が許可した場合にのみ, 顧問の監督下で(指導ではない)行うことができることとした(1時間以内)。 ②柏市を含む外部からの訪問演奏等の公式行事のスケジュールが過密。学業や進路選択に影響。 ⇒全庁会議において, 教育委員会から, 学生の本分を踏まえ, 安易にイベントの参加依頼を学校に対して行わないよう要請。学校は参加する行事を精選するとともに, 学習時間の保証, 進路決定に関わる機会の尊重を徹底する。 ③授業と部活動のバランスの適正化に取り組むべき ⇒新方針は, この点を重視して作成。また, 今年度から, 月間活動計画と活動実績を市教委指導課に提出するようにした。さらに今後は, 部活動改革の趣旨に沿った職員研修も実施する予定。
(3) 本校活動指針の再検討	①吹奏楽部を含めた全ての部活動がガイドライン通り

	<p>の活動を行う。現在の本校活動指針を修正するべき。 ⇒国や県のガイドラインの趣旨も踏まえた上で、新方針を作成した（別紙）。</p>
(4) 部活動の指導支援体制の強化について	<p>①部活動の指導支援体制の強化 ⇒市教委指導課に担当者を配置し、部活動に関する指導監督、連絡調整を行う。また、S C等が各部活動の練習時間に定期的に参加し様子を観察している。</p>
(5) 部活動のあり方・問題に関する情報の共有化	<p>①校長を中心として学校組織全体で、部活動のあり方や問題など情報を共有し、解決を図る体制の構築 ⇒情報共有と体制強化を進めるため、追加の管理職配置を推進する。令和5年度中に実現したい。</p>
(6) 自殺予防に向けた取組みの充実化	<p>①生徒の自殺予防のために必要な取組み ⇒生徒が相談しやすく、職員も情報を共有しやすく、適切なタイミングで支援や医療につなげられる体制を構築するとともに、幅広く施設の安全面を改善</p> <p>ア 匿名報告・相談アプリ STANDBY の導入 (生徒は自分のスマホでいつでも相談可能)</p> <p>イ いじめアンケートの頻回実施 (月に1回は実施、ウェブ回答も可能に)</p> <p>ウ ストレスチェック実施 (前掲)</p> <p>エ S C等の勤務日数増加と新規配置、部活動への積極的な関与 (前掲)</p> <p>オ 予防に関する職員研修の実施 (S C等の増配置で可能に)</p> <p>カ 医療との連携強化 (管理職、養護教諭に加えて、緊急時はS C等からも校医に相談可能に)</p> <p>キ 施設の改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○校舎の窓に開放ストッパーの増設</li> <li>○校舎内の機械警備センサーの増設</li> <li>○校舎、体育館等出入り口のオートロック化</li> <li>○保護者にアプリやメールで校門通過を通知 (オプション)</li> </ul>
6.2 柏市に対する提言 (1) 部活動の改善についての協力	<p>①柏市全体の問題として検討 ⇒市教委指導課に担当者を配置（前掲）。また、全庁の会議において、教育委員会から、調査報告書の提言や「部活動の活動方針」改訂の趣旨を説明し、理解と協力を求めた。</p>
(2) 本校吹奏楽部の柏市内での位置づけ	<p>①訪問演奏や市のイベントへの参加 ⇒市管理者会議（市長等特別職及び部長等で構成）に</p>

	<p>において、教育委員会から、学生の本分を踏まえ、安易にイベントの参加依頼を学校に対して行わないよう要請（前掲）。</p>
<p>(3) 学校生活アンケートの取り扱い等について</p>	<p>①市教委における、学校生活アンケートの取り扱い及びその対応についての確認 ⇒市教委児童生徒課に担当者を配置。アンケート結果を確認し、学校に指導等を行う。</p>
<p>(4) 生徒の自殺予防のための更なる取り組みについて</p>	<p>①県立高校におけるモデル事業「県立高校生徒のストレスチェック」の参照 ⇒市立柏高校では独自にストレスチェックを行うが、県立高校の事業成果は改善の参考としたい。</p>
<p>(5) 条例等の整備</p>	<p>①第三者委員会を直接定めた条例の制定など ⇒令和4年市議会第3回定例会において、柏市附属機関設置条例の一部を改正</p> <p>ア 柏市いじめ重大事態調査検証委員会の名称及び担任する事務を次のとおり改めた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○名称：柏市いじめ重大事態等調査検証委員会</li> <li>○事務：市立の小学校、中学校及び高等学校におけるいじめに係る重大事態並びに自殺及び自殺が疑われる死亡事案についての調査及び検証に関する事務</li> </ul> <p>イ 次の附属機関を市長の附属機関として設置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○名称：柏市いじめ重大事態再調査委員会</li> <li>○事務：いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定による調査に関する事務</li> </ul>
<p>6.3 全国への提言</p> <p>(1) 自殺防止に向けた取り組みの継続</p>	<p>①自殺予防の教育と大人の意識、行動の変容 ⇒国や県の自殺予防の取り組みについて、今後も市教委（児童生徒課）から学校に情報提供を行い、予防に役立てたい。</p>
<p>(2) 部活動ガイドラインの徹底</p>	<p>①日本全体でガイドライン等の遵守を徹底し、順守状況を相互に確認できる体制の構築 ⇒ア 令和4年9月に、柏市長が文科大臣に対して、高等学校の部活動のあり方に係る要望を行った。要望内容は次の2点。（ア）高等学校の生徒の発達段階や活動状況の実態に即したガイドラインに見直しを図ること。（イ）高等学校を主な対象としたガイドラインを令和4年度中に発出すること。 イ 令和4年11月に、中核市市長会による国の施策及び予算に関する提言（令和6年度新規提言項目案）でこのこと（①標題）を取り上げるよう、要望した。</p>

<p>6.4 その他 (1) 当該生徒の死についての気持ちの共有について</p>	<p>①当時の吹奏楽部生が気持ちを共有する機会 ⇒引き続き検討したい。</p>
--	---